

下請セーフティネット債務保証事業の概要

・ 社団法人茨城県建設業協会

この制度は、建設業振興対策の一環として、県内に本店を有する建設業者の皆さんに、低い金利で工事代金の一部をお立替し、経営の安定と公共工事の円滑な施工を確保して行くものでございます。

機会ある毎に、有効にご活用し企業経営にお役立て下さい。
制度の内容及び手続きは次のとおりです。

1・融資が受けられる元請会社

県内に本店を有する建設会社です。

2・融資の対象となる工事

未完成の公共工事で、請負代金が500万円以上の工事出来高率が60%以上のものであり、かつ契約期間内に工事が完了する見込みがあるもの。

3・融資できる金額

(請負金額×工事出来高率 - 既受領済額 - 違約金) × 95% (掛け目)

違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%とします

4・融資の金利

年利2.1% (金利の変動により変わる場合もある) で、融資期間により精算いたします。

5・融資する期間

原則として120日以内です。

ただし、工事代金の支払いがあるまで延長します。

6・融資額の算定例

(単位: 千円)

工事請負額	出来高	前払金 (40%の場合)	違約金 (10%)	融資額 (× - -) × 95%
30,000	80%	12,000	3,000	8,550
50,000	80%	20,000	5,000	14,250
100,000	90%	40,000	10,000	38,000

< 詳細についてのお問い合わせ先 >

水戸市大町 3 - 1 - 22
社団法人茨城県建設業協会
電話 : 029 - 221 - 5126

